

公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領（ウ）

制定	平成	9年	1月	23日
改正	平成	19年	4月	1日（ア）
改正	平成	23年	4月	1日（イ）
改正	平成	25年	4月	1日（ウ）
改正	令和	6年	4月	1日（エ）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（平成9年1月23日施行。以下「表彰要綱」という。）第7条の規定に基づき、表彰の基準及び候補者の推薦等に関して必要な事項を定めるものとする。（ウ）

（表彰の基準）

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

（1） 表彰要綱第2条第1項第1号に規定する感謝状受賞候補者

次のいずれかに該当するもので、3期6年以上にわたりその職にあって退任した者

ア この法人役員の職（以下「理事、監事、事業推進委員の役職」という。）にあった者（ウ）

イ 加盟団体の長の職にあった者

ウ この法人役員及び加盟団体の長の職を通算して6年以上あった者（ウ）

（2） 表彰要綱第2条第1項第2号アに規定する功労者表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア）加盟団体

（イ）加盟団体所属の個人

（ウ）加盟団体以外の団体（小田原市内に所在する事業所又は団体等）

（エ）加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）（ア）

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

（ア）年齢が満55歳以上で加盟団体の要職（以下「会長、副会長、理事長、理事、会計及び監事等の役職」という。ただし、その役職

が当該団体の名誉的な顧問又は地位にあるものを除く。)を20年以上経験し、現在も引き続き加盟団体において体育・文化の普及、発展に努めていると認められる者

(イ) 20年以上(選手であった期間を除く。)にわたり、かつ、現在も引き続き、体育・スポーツ又は文化の普及振興(事業活動の企画、運営又は実践的に選手等の技術向上或いは審判員等の指導育成)のため、率先垂範してその活動にあたり、その功績が顕著であると認められる者

(ウ) 20年以上にわたり、かつ、現在も引き続き文化又は体育に関する調査、研究の功績が顕著であると認められる者

(エ) この法人のスポーツ医科学振興のため、その功績が顕著であると認められる者(ウ)

(オ) 加盟団体又はこの法人に関係ある団体等で、この法人の振興、普及活動等の功績が顕著であると認められる者(ウ)

(3) 表彰要綱第2条第1項第2号イに規定する功労表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体所属の個人

(イ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

(ア) 要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手を直接指導した者で、その功績が顕著であると認められる者

(イ) 次の(5)に規定する大会で、当該成績を収めた代表選手団の監督若しくはコーチとしての功績が顕著であると認められる者

(4) 表彰要綱第2条第1項第3号に規定する特別功労者表彰候補者

この法人の役員又は加盟団体の長として功績があると認められる者で、在任中に死亡した場合で、次に掲げるものとする。(ウ)

ア この法人役員を5年以上在職した者で、在任中死亡した者(ウ)

イ この法人役員又は加盟団体の長を通算して、5年以上在職した者で在任中死亡した者(ウ)

(5) 表彰要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 加盟団体所属の個人
- (イ) 加盟団体
- (ウ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)
- (エ) 加盟団体以外の団体又はチーム(小田原市内に所在する事業所に勤務する者で構成したチーム又は小田原市内に所在する学校教育法に基づく学校等の学生等で構成したチーム)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

- (ア) オリンピック大会又は世界選手権大会において入賞した者
 - (イ) 10カ国以上の国際競技大会において入賞した者
 - (ウ) 全日本総合選手権大会において入賞した者
 - (エ) 次のいずれかの競技大会又は選手権大会において優秀な成績を収めた者
 - a 国民体育大会において入賞した者
 - b 全日本実業団、全日本社会人、全日本大学選手権大会、全日本高等学校大会及び全日本中学校大会等において入賞した者
 - (オ) その他著名な全国大会等で地方予選大会を経て、神奈川県代表として出場した大会において入賞した者
 - (カ) 前記(エ) b の大会で、ベストメンバーに選ばれた者又は最優秀選手に選ばれた者
 - (キ) その他、会長が優秀選手として功績があったと認められる者
 - (ク) 前記(ア) から(カ) までの規定にかかわらず、世界記録又は日本記録を更新した者又は当該大会記録を更新した者
- (6) 表彰要綱第2条第1項第5号に規定する体育奨励表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 加盟団体
- (イ) 加盟団体所属の個人

イ 候補対象者の要件

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で、地方予選大会等を経て優秀な成績を収めたもので、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 国民体育大会等の著名な競技大会(第1項第5号イ(ア)から(エ)までの規定による大会に準ずる大会)の公開競技大会等で優勝した者

(イ) スポーツ・レクリエーション的な大会又はニュースポーツ大会等で世界選手権大会、アジア選手権大会又は全日本選手権大会等で優勝し、この法人の名誉に著しく貢献のあったものと認められる者 (ウ)

- 2 前項各号に規定する期間の計算については、小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会におけるそれぞれの期間を通算するものとする。(ウ)
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号に規定する職にある者が、表彰を受ける年限に達しないで死亡した場合、その在任中に特に功績のあったものと認められるものは、表彰候補者としてすることができる。
- 4 第1項第3号、第5号及び第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間は、表彰年度の前年11月1日から当該年の10月31日までの間に、それぞれの要件を充たしたものとする。ただし、第1項第3号から第6号までに規定するもので、これによることが不都合な場合にあっては、この限りでない。

(推薦基準日)

第3条 前条の規定による表彰候補者は、当該年の10月31日を推薦基準日とする。ただし、これによることが不都合な場合にあっては、前条第4項のただし書きを準用する。

(推薦書の提出等)

第4条 この法人の加盟団体の長又はその他の関係者等は、表彰要綱第2条に規定する表彰候補者がある場合、別紙様式により指定期日までに会長に提出しなければならない。ただし、第2条第5項による祝い金にあっては、これによらないことができる。(ウ)

(表彰の方法)

第5条 表彰要綱第3条各項に規定する記念品は、当該功績内容の賞状を楯に印刷したものをもってこれに替えることができる。

(適用除外)

第6条 適用除外は次の通りとする

- (1) 第2条第1項第1号及び第2号の規定による表彰基準に該当するもので、体育功労等に関する功績により国、神奈川県及び小田原市等の行政機関若しくは小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会から同趣旨の表彰を既に受けたものは、これを適用しない。(ウ)
- (2) 第2条第1項各号の規定による表彰基準に該当するものであっても、その他の事由により、表彰することが不適当と認められるものは、これを適用しない。(エ)

附 則

- 1 この要領は、平成9年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。(ア)

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。(イ)
- 2 平成23年度においては、表彰要綱第2条第1項第1号から第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間を、表彰要領第2条第4項の規定に関わらず、前年の6月1日から当該年の10月31日とする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。(ウ)

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。(エ)